

第4回目の松山分水に関する意見交換会を開催

前回までの「松山分水に関する意見交換会」では、松山市と西条市との間で水利権に対する認識について大きな違いがあったため、10月31日に開催された第4回目の意見交換会では国土交通省四国地方整備局の嘉田功氏を招き、「水利権」や「正常流量（※1）」についての講義を受けました。その後、講義の中で疑問に感じたことなどについて質疑が行われました。その主な内容は、次のとおりです。



問 平成9年以前に建設されている黒瀬ダム（新河川法の

の言及できないため、愛媛県に聞いてください。

工事実施基本計画を策定している河川）には基本方針等の策定に経過措置があるとのことですが、平成9年の改正河川法に基づいて基本方針等を

問 近年の気候変動により、西条市民は地下水位の低下や塩水化を心配しています。因果関係を示すのは難しいが、どういった調査をし、データを揃えたらよいのでしょうか。

早急に策定するべきと考えますが、いかがでしょうか。

答 地下水の調査はボーリングを行い、井戸に水位計を設置して観察します。学識者の意見などを参考にして地下水の挙動、その水が河川から来

ていないのが実情です。

ているのか、山から来ているのか、そのほか水位等高線を

国交省四国地方整備局で所管している8河川のうち、基本方針策定済は6河川、整備計画策定済は3河川です。

作成するなどして、季節ごとにどうなるのかを把握する必要があります。

二級河川については、国は認可の立場です。策定するかどうかは、各県の方針である

いては、ボーリングにより採水して濃度を測定します。

問 西条市では早場米によって田植えの時期が早まっています。平成17年4月の渇水では、稲作に困った経験があります。灌漑期の設定（取水期間）を変更した事例が四国内にはあるのでしょうか。

また、見直しを今から要望していくためには、どのような調査が必要でしょうか。

答 事例としては吉野川の北岸用水があります。期間を前にすれば後も早まることになると思いますが、取水のパターンが変わった場合に水源であるダムが大丈夫かの計算をする必要があります。

また、ほかの利水者（利水量）や維持流量についても取水のパターンを変えることで影響がないかを検討しなければなりません。取水量の妥当性については、水田などの減水深（※2）を計算する必要があります。

実際の手続きは愛媛県になるので聞いてみてください。

問 新たな水利権の取得には平成9年の改正河川法に基づいた正常流量や維持流量が適用されるものと考えています。この正常流量などを決定

するのは、新しい水利権者でしょうか、それとも河川管理者でしょうか。

答 水利権自体の考え方は昭和39年（新河川法）で既に定められています。また、正常流量についても平成9年の改正による新しい概念ではありません。

新河川法にあった河川にかかる工事実施基本計画は、平成9年の改正で方針と計画の2つに分けられています。遠い目標と近い目標ということで正常流量の考えは入っています。

新しい水利権の申請者は、既得水利権者の同意を取っていただき、話し合いで円満に解決していただくという方向でお願いしています。十分な話し合いの中で同意を取っていただくという考え方は昭和39年より変わっていません。

最も良い川の水の使い方を判断するのは、河川管理者です。正常流量の中にある維持流量についてもある程度のことはこれまでの新河川法においても定められています。劇的に状況が変わるのであれば、十分に継続的な調査をし、チェックすることが必要

です。

維持流量は、河川管理者がその河川のあるべき姿として作っているもので、申請者が維持流量を決めるということではありません。

水資源の開発にあたって

水資源の開発は、場合によっては地域資源の減少にもつながるので、関係者の十分な話し合いが必要であるとのことでした。

※1 正常流量とは

既得水利権量と河川維持流量を合わせたもので、流水の正常な機能を維持するために必要な流量のこと。

※2 減水深とは

稲や水面から蒸発する水量と、土中に浸透する水量の和を水深で表したものだ。

●意見交換会が傍聴できます

松山分水に関する意見交換会が、先着50人限定で傍聴できるようになりました。

詳しくは、市のホームページをご覧ください。環境課へお問い合わせください。

●問合せ

水資源対策調査研究会（市庁舎別館環境課内）
TEL 089 715 2113 82